

◎戦傷病者等の妻に対する特別給付金

支給法の一部を改正する法律

(平成二十三年四月二十七日法律第二五号)

一、提案理由(平成二十三年四月二三日・衆議院厚生労働委員会)

○細川国務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者等の妻に対しましては、その置かれた状況にかんがみ、これまで特別給付金として国債を支給してきたところでありますが、今回、新たに戦傷病者等の妻になった者等について、その特別な労苦に報いるため、特別給付金の支給範囲を拡大することとし、この法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、平成十五年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者に対し、特別給付金として額面十五万円、五年償還の国債を支給するものであります。また、平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に、夫たる戦傷病者等が平病

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

死した場合に、その妻に特別給付金として額面五万円、五年償還の国債を支給するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十三年四月一日)

○牧義夫君 ただいま議題となりました戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新たに戦傷病者等の妻になった者等について、その特別な労苦に報いるため、特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであります。

本案は、去る四月十二日本委員会に付託され、翌十三日細川厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二三年四月二〇日)

○津田弥太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦傷病者等の妻の置かれている特別の事情に鑑み、平成十五年四月二日以後に戦傷病者等の妻になった者等に対し、国債による特別給付金を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、特別給付金対象者に対する制度の周知方法、時効による失権者に対する救済策の必要性、今後の特別給付金制度の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。